

一般社団法人 保険薬局経営者連合会 会則(案)

(趣旨)

第1条 この会則は、一般社団法人保険薬局経営者連合会定款（以下「定款」という。）第47条の規定に基づき、定款の施行と法人の運営に関する事項を規定する。

(会員)

第2条 当法人の会員は、定款第6条に定める通り、正会員、賛助会員及び特別会員で構成する。

- 2 当法人の会員は、理事会の定める当法人の倫理綱領を遵守し、当法人の目的を遂行するために活動しなければならない。

(会費)

第3条 会員の会費は、次の通りとする。但し、特別会員については、理事会の決議をもって、入会金及び年会費を免除することができる。

(1) 入会金 5万円

(2) 年会費 6万円

- 2 会費は年額とし、事業年度が変更した際に速やかに一括前納するものとする。

- 3 途中で入会した場合は、入会金及びその事業年度の会費（入会月を一カ月とする月割）を納入する。

(臨時会費)

第4条 当法人の運営に必要あるときは、社員総会の決議を得て、臨時会費を徴収することができる。

(支部の名称及び区域)

第5条 定款第38条第2項の規定に基づき、当法人支部の名称及び区域は次のとおり定める。

(1) 東北・北海道支部 北海道、青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県

(2) 関東・甲信越支部 新潟県、長野県、富山県、石川県、福井県、山梨県、群馬県、栃木県、茨城県、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県

(3) 中部・近畿支部 静岡県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、大阪府、奈良県、和歌山県

(4) 中国・四国支部 岡山県、広島県、島根県、鳥取県、山口県、香川県、徳島県、愛媛県、高知県

(5) 九州・沖縄支部 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、大分県、鹿児島県、沖縄県

(旅費等)

第6条 理事会等の会議に出席した役員には、次のとおり旅費を支給する。

(1) 旅費は原則として会員（法人）所在地を発着地として計算する。

(2) 交通費は実費を支給する。交通費は普通乗車券のほか、特急券も含む。

(3) 宿泊費は10,000円を上限とし、実費を支給する。

(4) 旅費がパッケージの場合は、当該会議に必要と認められる実費を支給する。

(会則の変更)

第7条 この会則の変更は理事会で行う。

2 この会則に定めのない事項は、その都度理事会で決定する。

(倫理綱領の変更)

第8条 当法人の倫理綱領は、時代のニーズに合致するように絶えず見直し、理事会にて検討、決定する。

(附則)

1. 本会則は、平成23年2月2日から施行する。

(附則)

1. 本会則は、平成23年2月6日から施行する。

(附則)

1. 本会則は、平成25年 月 日から施行する。

2. 会則第5条の規定は平成27年度から適用するものとし、それまでの期間は活動できる支部・区域で順次活動を始めるものとする。また、区域については実情に合わせ、適用前に再度検討することとする。